

《内科専門医試験 病歴要約 29 症例_細則》

病歴要約「疾患群・提出数」一覧表

| 内容 | | 提出数 | | |
|--------|-----------|-------|-----|-------|
| 分野 | 総合内科（一般） | 2 | | |
| | 総合内科（高齢者） | | | |
| | 総合内科（腫瘍） | | | |
| | 消化器 | 消化管 | 1 | 3（※1） |
| | | 肝 臓 | 1 | |
| | | 胆道・膵臓 | 1 | |
| | 循環器 | | 3 | |
| | 内分泌 | | 1～2 | 3（※2） |
| | 代 謝 | | 1～2 | |
| | 腎 臓 | | 2 | |
| | 呼吸器 | | 3 | |
| | 血 液 | | 2 | |
| | 神 経 | | 2 | |
| | アレルギー | | 1 | |
| | 膠原病 | | 1 | |
| | 感染症 | | 2 | |
| 救 急 | | 2 | | |
| 外科紹介症例 | | 2 | | |
| 剖検症例 | | 1 | | |
| 合 計 | | 29 | | |

※ 消化器分野では「疾患群」の経験と「病歴要約」の提出のそれぞれにおいて「消化管」、「肝臓」、「胆道・膵臓」が含まれること。なお、研修手帳内の疾患群【9】「腹腔・腹壁疾患」、「急性腹症」は、消化器分野の病歴要約としてはご提出できません（救急領域や外科紹介症例、剖検症例としての提出は可能）

※ 「内分泌」と「代謝」からはそれぞれ1症例ずつ以上の病歴要約を提出すること
例) 「内分泌」2例+「代謝」1例 or 「内分泌」1例+「代謝」2例

- ・ 病歴要約は内科全領域から指定された29症例を取りまとめ、提出すること
- ・ 全て異なる疾患群での提出が必要である（但し、外科紹介症例と剖検症例については領域別症例の疾患群と重複することがある場合、これを認める）
- ・ 症例は主病名がバランスよく選択されていることを重視し、領域別症例はそれぞれ異なる疾患群から作成すること（選択した領域に相応しい内容であること）
- ・ 外来症例による病歴要約の提出は7症例まで認める
- ・ 初期研修中に受け持った症例の提出については、14症例を上限とする（主担当医として担当していた当時に、内科指導医から指導を受けていること。発行責任者が「内科専門研修相当の症例」と認めること。）

◇外来症例の病歴要約について◇

- ・ 主治医として外来受持期間中のプロブレム・病態（主病名など）に対して、何をどのように行ったかなど、内科専門医として相応しい病歴要約の記載を求めている。
- ・ 入院症例と同様に、主訴、病歴、主な身体所見、主な検査所見、プロブレムリスト、診断・治療経過・管理、総合考察などを含めて、内科専門医として相応しい診療密度と質を担保できるような病歴要約であること。

◇救急領域の病歴要約について◇

- ・ 原則として、救急搬入や救急外来を受診した症例であること。
- ・ 救急領域は、消化器系・循環器系・呼吸器系等、様々な領域の疾患項目によって構成されているが、いずれも救急領域で学修すべき内容を捉えた考察が求められる。
- ・ 病名が救急領域と他領域とで重複することがあっても、焦点を当てる部分は異なるため、それぞれの領域として十分な記載ができているのであれば、救急領域と他領域とで同一疾患の病歴要約を提出することは認められる。

◇外科紹介症例の病歴要約について◇

外科紹介症例は原則、以下の3条件を全て満たすものとする。

1. 主担当医として受け持った患者の内科系疾患に対して、外科的専門治療が必要であると診断した症例であること。
2. その外科的専門治療に外科系医師があたった症例であること。（施設やベッドの空き状況があるため必ずしも外科転科の有無は問わない）
3. その外科的専門治療が、全身麻酔下、あるいはそれに相当する手術であること。

※補足

- 全身麻酔が基本であるため、胃瘻作成や胆道ステント留置による内瘻化、透析のシャント術、脳神経外科で施行された頸動脈ステントなどは外科紹介症例の対象外となります。
- 外科紹介症例として提出する病歴要約（病歴要約 No. 27, 28）は、他の病歴要約と疾患群の重複が認められています。

◇剖検症例の病歴要約について◇

剖検症例は、原則として以下の4条件を満たすものとする。

1. 死亡の宣告あるいは死亡診断に関与すること
2. 遺族への剖検依頼に関与すること
3. 剖検に際しての臨床上的問題点等を整理して病理へ提出すること
4. 剖検に立ち会うこと

※補足

- 剖検症例として提出する病歴要約（病歴要約 No. 29）は、他の病歴要約と疾患群の重複が認められています
- ただし、病理所見が出るまでに時間を要する場合に限り、解剖時の肉眼的所見を以て十分な考察が可能であれば、剖検症例の病歴要約作成を認めています。

(注意)

病歴要約 29 症例の評価が「不合格」の場合、試験の最終結果は「不合格」となります